

令和8年度「生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組」

八王子市立檜原小学校
校長 市川 愛美

(1) 教職員の生活指導に対する共通認識

- ① 児童の指導に当たっては、一時的な感情で行動するのではなく、常に精神的な余裕をもち、教育者として冷静かつ毅然とした態度・言葉で指導する。
- ② 児童の心情に配慮した言動を行う。
- ③ 周囲の教職員に生活指導を任せ、必要な指導から目を背ける教職員がいることは、学年や学校全体の生活指導がうまくいなくなる原因となる。学年や学校全体で組織的に生活指導ができるように、指導連絡会や教育相談委員会等で共通理解を図る。
- ④ 体罰の発生は校内体制及び管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか、点検・確認する。

(2) 研修による教職員の資質向上

- ① 研修会を定期的・計画的に行うなどして、学校組織を生かして体罰に対する教職員一人一人の自覚や認識を深める。
- ② 体罰は学校教育法で禁じられており人権侵害であること、行政責任として懲戒処分等がなされること、また、刑事責任、民事責任に問われる場合があることを再確認する。
- ③ 体罰はありえないとの認識の上で、教員の指導権限と児童生徒の人権について十分な理解を図り、児童の立場に立った指導の在り方について研究する。
- ④ 長期的な視野に立って、児童の成長を願い、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導するなど、カウンセリングマインドによる育成に努める。
- ⑤ 考え方が多様化している児童に対して、日常的に児童の実態把握をするとともに、最近の心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究し、実践に生かす。

(3) 生活指導体制の充実

- ① 体罰の根絶に向け、教職員の共通理解と指導の連携が図れるよう、管理職を中心に、生活指導体制を常に見直す。
- ② 問題行動等を行った児童に指導するような場面では、学年・分掌組織を生かし、複数体制や校内体制での指導を心がける。
- ③ 教育活動全体を通して、一部の教職員、生活指導部や学年の教職員だけで指導する等、いわゆる抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携が図れるように努める。
- ④ 不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員が互いに点検できる体制づくりに努める。体罰防止のセルフチェックシートを活用する。
- ⑤ 管理職への報告・連絡・相談体制の見直しや、保護者への連絡の必要性について教職員への周知を図る。さらに、学校・保護者・地域が信頼関係を築き、児童の可能性を伸ばす指導体制の確立に努める。